

第76号

広報

# かたな

昭和50年11月10日

編集と発行

発行 嘉手納村役場

編集 企画経済課広報係

嘉手納村字嘉手納81番地  
〒904-02

☎(098976)2001・2628

9月の人口 世帯数3,432 人口14,486 男7,181 女7,305



# 個人住宅を防音工事

## 老人、病人世帯を優先

### 今年度 45世帯

那覇防衛施設局では、昭和五十年  
度予算七、〇〇〇万円でもって  
本村の個人住宅四十五世帯を対象  
に防音工事を行う準備をすすめて  
おります。

個人住宅の防音工事に対する補助  
金助成は、こんど新しく施行され  
た「防衛施設周辺の生活環境の整  
備等に関する法律」に基くものです。

すなわち、航空機の離着陸等のひ  
ん繁な実施によって生じる爆音障  
害が著しいと認められる区域(こ  
の区域を「第一種区域」といいま  
す)内に所在する住宅です。

助成は、住宅の所有者(借家人は家  
主の同意が必要)が住宅の防音の  
ため必要な工事を行った場合に  
行なわれます。

工事の規模は、木造建物について  
は、一戸一室を対象とし、壁と天  
井は遮音及び吸音効果のある内装  
材料を使い、開口部(窓とか出入  
口)は気密性の高いアルミサッシ  
を使用し、空気調和としてクーラー  
あるいは換気扇を設置します。鉄  
筋コンクリート建物の場合は、二戸  
全体(補助限度額有)を対象します。

村としては、今回の割当箇所は  
最も爆音源に近接している県道十  
六号線沿いで、老人世帯及び家庭  
療養中の病人がいる世帯を優先す

ることとし、去った九月二十九日  
からこの地域の世帯を調査して、  
すでに四十五世帯を選定して、現  
在、補助金等交付申請中です。

この工事の工期は、二週間から  
三週間に要し、着工は早ければ十  
二月だと予想され、来年三月まで  
には全部完了する見込みです。

この割当の来年度の見とおしにつ  
いては、防衛施設庁が大蔵省に対  
し、全国二、〇〇〇戸分(四十二億  
円)を要求しており、五十一年度  
は大巾な割当が予想されます。

この防音工事は、現に嘉手納村  
民が爆音の被害によって、村民の

日常生活が著しく阻害されている  
ことに対する、国の責任において  
その被害を少しでも軽減しなけれ  
ばならない当然の措置であつて、  
これをもって、嘉手納村の爆音問  
題が実質的に解決したことになら  
ないのは当然のことであります。

今後、更に駐機場の移転、村の居  
住地域上空の飛行禁止、消音装置  
(サイレンサー)の設置等、村の切  
実な要求に対しては、関係当局を  
はじめ国は、誠意をもってこれに  
当たり、爆音問題の根本的な解決  
のための一層の努力を強く要請し  
たいと思います。

民が爆音の被害によって、村民の



## 新しい農業

### 委員さまる

十三名

九月三十日の任期満了に伴って  
新しい農業委員がこのほど選出さ  
れました。

農業委員の選出は、左記要件を  
具えている者の中から選挙される  
委員十名と、村長が選任する  
委員三名(議会が推せんする学  
識経験者二名と、農協理事の中か  
ら、同理事会が推せんする理事一  
名)の計十三名です。

記

嘉手納村に住所を有する二十歳  
以上の者で、次の要件を具えてい  
る者は、農業委員の選挙権と被選  
挙権を有する。

①十アール以上の農地を有し、耕  
作の業務を営む者。

②①について同居の親族または配  
偶者で年間六十日以上耕作に従  
事している者。

③十アール以上の農地につき耕作  
の業務を営む農業生産法人の組  
合員または社員となっています。

氏名	年令	職業	区
羽地清徳	五一	農業	東
喜友名朝秀	二五	"	北

# 「嘉手納町」で

## 住みよしい町びへん

### 五十一年一月一日を日途

本村では、昭和五十一年一月一日を目途に「町昇格」をめざして只今手続中です。

去った八月二十五日の村議会において「嘉手納村を嘉手納町にすることについて」の議案を全会一致で可決し、県に対し、手続申請をしておりましたが、十月十三日の県議会においてこれが議決されており、あとは自治省の告示で効力を発し、沖繩で七番目の「町」としてスタートすることになります。

この広報がお手元に届く頃には、告示がなされているかも知れません。村から町になるためには、県条例で定められている町としての要件を具えていなければなりません。本村は、ほとんどこの要件を具えております。

本村は、極東最大の嘉手納空軍基地に接している、村総面積の八

五％が米軍基地に接収され、村民は、わずかに二、三キロ平方メートルの狭い地域に密集しているため、基地を除いた居住地域の人口密度も高く外形上はすでに都市的形態をなしています。

また、産業構造からも第三次産業と第二次産業で九〇％を占め、第一次産業はわずか五％に過ぎず、村民の就業状況も都市的業態に従事する者によって占められています。更に、警察署、郵便局、電報電話局、地方方法務局出張等々の官公署のほか市場、銀行などがあつて、道路や下水道は整備されており、村民は都市と変わらない日常生活を営んでいて町としての要件は充分具わっています。

本村は、対外的には「嘉手納飛行場」が全国的に知られている反面、「嘉手納村」とは、基地の谷間にある辺りな過疎村としての印

象が強く、従って基地公害も僅かな人口を抱えた村での出来ごとのように受け取られていることもしばしばあります。従って「嘉手納

町」へと移行することによって、基地と町とが同居して、多数の住民が基地公害をまともに受けていることを対外的にも強く認識させることによって、基地公害その他の対策についてもより以上の効果を上げるものと考えられます。

また、村から町へ名称を改めることによつて「嘉手納町」建設への住民の意欲を盛り上げ、将来は市に向つて邁進する意気込みをお互いが自覚する上からもよいしげきになると思考されます。



町並みはすっかり都市的。

花城 勇	三三	西
糸満 盛三	四九	上
佐久本 兼仁	五八	東
喜友名 朝幸	五一	東
嘉手川 繁久	五七	東
山田 義福	六八	北
山口 栄樽	五三	上
仲宗根 朝清	五七	東
古謝 得弘	六一	西
德里 政信	五六	上
照屋 唯三郎	六四	東
古謝 德里、照屋の三氏は村長推せん	農業	

### ゴミ収集日の変更について

十月十四日から北区全域、ロータリー全域、南区の一部が次のようにゴミ収集日が変わりました。

#### 記

##### 北区全域

従来の水、土曜日が火、金曜日に

##### ロータリー全域

従来の月、木曜日が火、金曜日に

##### 南区一部(旧製糖工場地域)

従来の水、土曜日が火、金曜日に

# 国民年金だより④



## 年金制度は

### 通算されます

通算老令(退職)年金をご存知ですか。

これを知らずに、損をしている方が多いので、あらましをお知らせします。

公的年金制度には各種の給付があります。その中心は老令(退職)年金です。

これを受けるには、ふつう二十年から二十五年間、その制度に加

入して保険料を納めることが必要ですが、わが国の公的年金は、ご本人の従事する職業によって、加入する制度が異なっているため、ひとつの年金制度で、この年金を受けるために必要な期間を満たす前に、別の年金制度へ移ったときは、どの制度からも老令(退職)年金が受けられないもの—保険料はすべて掛け捨てになるものとあきらめている方もあるようです。

しかし、それは誤りで、各種制度の加入期間を合算して、一定の期間があれば、各制度から、それぞれの加入期間に応じた老令(退職)年金を支給することになっていきます。

◎通算される年金制度は、国民年金、厚生年金など、わが国の八種類の公的年金です。

◎通算される加入期間は、原則としてひとつの年金制度の加入期間が一年以上あって、かつ昭和三十六年四月一日以降の加入期間です。しかし、厚生年金と船員保険は、この日以降どちらかの制度に加入すれば、この日以前の地方の加入期間は通算の対象になります。

また、この日まで続いた各種共済組合の加入期間も通算されます。

その他、いろいろの例外通算対象があります。

◎通算老令(退職)年金の受給要件は、厚生年金の加入期間が一年以上ある人で、各種の制度の加入期間と合算して二十五年以上あるときか、または、国民年金以外の制度の加入期間とこの厚生年金の加入期間を合算して二十年以上あるときです。

その他にも、いろいろの要件が用意されています。

◎支給が開始される年令は、国民年金は六十五歳からですが、厚生年金など他の年金は六十歳からです。

◎この通算老令年金を将来受取ろうとする方は、ひとつの年金制度を脱退したら、時間の隙間なく、次の年金制度へすぐ加入の手続をとることと、脱退のときに脱退手当金を決して受け取らないことです。これを受け取ると、通算はご破算になります。

詳しいことは、村住民課国民年金係におたずねください。同所で不明の個所があれば、所轄の社会保険事務所へご紹介しますから、とくと、たしかめてください。

### 国民年金の未納保険料

#### はありませんか

国民年金の保険料の納め忘れはないでしょうか。これを期限まで

に納めないと、将来、老令年金や障害年金、母子年金など、すべての年金を受けられなくなる場合があります。

保険料は、必ず納期限までに、忘れず納めましょう。

納期限は、毎年六月、九月、翌年の十二月、三月の各月の末日です。かように三か月分ずつを、年四回に分けて村内金融機関に納めます。

もし、翌年の四月末日をすぎますと直接社会保険事務所へ納めることとなりますし、さらに二か年がすぎますと、時効によって保険料を納めることができなくなりま

す。保険料の納付について、くわしいことは、村住民課国民年金係におたずねください。

特に今年、これが最後と思われる特別の計らいとして、十二月末日までならば、昭和四十八年四月以前の未納保険料を月九百円の割で、まとめて納められる特例が設けられていますから、お心当りの方は急いで連絡してください。



## 寄附

ありがとうございます

ございました



◎十月八日嘉手納小学校四年生の幸地育子さんは、嘉手納村社会福祉協議会に一五、〇〇〇円の寄附をしました。育子さんは今年の三月村内で一五、〇〇〇円を拾い警察に届けましたが、期限内に落とし主があらわれず拾い主の育子さんに返へされたのを寄附したものです。

◎九月十六日字水釜一一二一幸地鳳篤さんは、母堂ウシさんの米寿祝の報恩、感謝の意味で、嘉手納村社会福祉協議会に三〇〇〇〇円の寄附がありました。

## 納税のお知らせ

### 沖繩税務所

昭和五〇年分の申告所得税の第二期分の納期は、十一月一日から十二月一日までです。

税金は、納期内に納付しましょう。

# 女子チーム再び中頭を制覇

## 本村チーム八つの新記録

—陸上競技—

第五回中頭郡陸上競技大会は、このほど沖繩市宮陸上競技場で、市八村が参加して開かれ、本村チームは、女子優勝、男子五位の成績をおさめました。

女子の優勝は一昨年について二度目、昨年在二位で本村の女子チームは中頭郡において、たえず上位を占めていて、カテナ女子強しの感をますます強くしています。

また、今大会において、本村チームは八種目に大会新記録を樹立、嘉手納チームのレベルの高さを示し、中央大会へも十一名の選手をおくり出し、多いに活やくしました。

新記録は次のとおり

- 千五百米(三〇代) 屋宜盛善 四分四六秒三
- 四百米リレー(年令別) 知花久則、眞壁孝、知念信勝、徳原清繁 一四七秒〇二
- 砲丸投(一般) 知花久則 一十三米



- 〇二
- 円盤投(一般) 知花久則 一四一米三二
- 円盤投(三〇代) 知念正雄 一三二米四八
- 四百米リレー(女子) 高良利枝

- 子、奥間恵美子、知念勝子、照屋恵美子 一五八秒一
- 槍投(女子) 照屋絹代 一三三米

- 一四
- 砲丸投(女子) 照屋絹代 一八米
- 二二

# 大人顔まけの 妙技をひろう

## 第一回少年野球



第一回嘉手納村少年野球大会(村教育委員会主催)が、このほど嘉手納小中学校グラウンドではなやかに行われました。

この大会は、スポーツを通して青少年の健全育成をはかろうという趣旨で行われたもので、九チームが参加、午前中は、午後からは小雨模様の中で優勝をめざして元気がいっぱい熱戦がくりひろげられました。小学生だけで編成されたチームとはいえ投・攻・守に大人顔負けの好プレーが展開され、応

援にかけつけた父兄も、今さらながらチビっ子チームの実力の高さに、おどろき、盛んな拍手と声援をおくっていました。

優勝戦は九チームを勝ちぬいてきた嘉手納Zチーム対嘉手納イーグルチームの間で行われ、両チームとも大勢のチビっ子応援団をくり出して対戦しましたが投・攻・守に勝る嘉手納Zチームが八対五のスコアで相手を下し初優勝を飾りました。

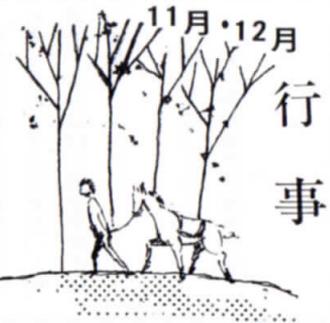
国勢調査への  
ご協力  
ありがとうございました

- 一日(月) 母親学級・公民館会議室午後一時半～四時半
- 三日(水) 母子保健推進委員会・公民館老人室午後二時半～四時半

十二月

- 二十五日(火) 西区結核健康診断・西区自治会事務所午前九時半～四時
- 二十六日(水) 母性相談・公民館会議室午後一時半

- 十一月
- 二十二日(土) 親善職域ソフトボール大会・グラウンド午後一時



# 「蚊とハエのいない生活」

## 実践運動実施中

自 五十年 七月一日  
至 五十一年六月三十日

当村では、昭和五十年七月一日より昭和五十一年六月三十日までの一か年間「蚊とハエのいない生活」実践運動を展開しております。これは「蚊とハエのいないのは当然である」ということを常識化し、健康で明朗な明るい生活を営むことを大きな目的としております。

### 一、各家庭

各家庭は、下水、排水及び汲み取り便所のふたの密閉並びに水溜り等の除去を目標に清掃を中心とした環境的駆除対策に重点をおくようにしましょう。

### 二、養豚業者

養豚業者は、肥料溜、推肥等は早目に処理し、蚊、ハエの発生源にならないようにしましょう。

### 三、環境日の設定

各自治会では、月一回左記のとおり環境日を設定しております。区民みんなで共同作業し、積極的にこの運動に参加するようにしましょう。

- 東区―毎月第二日曜日
  - 上区―十五日
  - 中区―第二日曜日
  - 北区―第四火曜日
  - 南区―第三日曜日
  - 西区―第二日曜日
- なおみなさんのお近くに蚊、ハエの発生源や、この運動に対する要望等がありましたら保健衛生課までお知らせ下さい。

嘉手納村役場

保健衛生課

(電) 三四〇九

公職選挙法の一部が昨年六月に改正され、その改正に伴い郵便による不在者投票が適用されることになりました。

この制度は、選挙人で身体に重度の障害がある者で、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に対し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅又は現に居る場所で投票を行わせる制度ですが、この制度によつて投票できる人は、次にかかげる該当者です。

## 「郵便による不在者投票制度」

### ―身体障害者に適用―

とにつき身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事又は指定都市の長が書面により証明した者。

(一)、戦傷病者特別授護法第二条第一項に規定する戦傷病者については、戦傷病者手帳に、両下肢等の程度が。

(二) 両下肢若しくは体幹の障害にあつては特別項症から第二項まで。

付を受けている選挙人であつて、その者の両下肢等の障害の程度について前記(一)、又は(二)の要件を満たすものに限られます。

以上のような不在者投票の制度ですがこの郵便による不在者投票をすることが出来る選挙人は、村の選挙人名簿に登録されている者で、この制度により不在者投票をしようとする者はあらかじめ村の選挙管理委員会の委員長に対して郵便投票証明書の交付申請をしなければなりません(この証明者は交付後四ヶ年有効です。)

福祉法第四条に規定する身体障害者については、

身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓若しくは呼吸器の障害以下「両下肢等の障害」という。

- ① 両下肢若しくは体幹の障害にあつては一級若しくは二級。
- ② 心臓、じん臓若しくは呼吸器の障害にあつては一級若しくは三級である者。
- と記載されている者又は、
- ③ 両下肢の障害の程度が、これらの障害の程度に該当する(一)。

③ 心臓、じん臓若しくは呼吸器の障害にあつては特別項症から第三項までである者。

として記載されている者又は、

④ 両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者。

したがつて、郵便による不在者投票をすることができる者は、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人であつて、その者の両下肢等の障害の程度について前記(一)、又は(二)の要件を満たすものに限られます。

以上のような不在者投票の制度ですがこの郵便による不在者投票をすることが出来る選挙人は、村の選挙人名簿に登録されている者で、この制度により不在者投票をしようとする者はあらかじめ村の選挙管理委員会の委員長に対して郵便投票証明書の交付申請をしなければなりません(この証明者は交付後四ヶ年有効です。)

備二〇〇一、二六二八

嘉手納村選挙管理委員会。